

太子町障害福祉計画 (第6期)

太子町障害児福祉計画 (第2期)

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	5
4. 計画に定める事項	6

第2章 障害福祉制度の概要

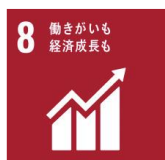
1. 障害者総合支援法に基づくサービスの体系	11
2. 児童福祉法に基づくサービスの体系	13

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

1. 基盤整備の基本的な考え方	14
2. 成果目標	15
3. 障害福祉サービスの見込量	17
4. サービス提供の確保策	19
5. 地域生活支援事業の見込量	19

太子町生活福祉部社会福祉課

令和3年2月



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障害者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成18年に施行された「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、平成25年4月に施行されました。

町では自己決定や共生等、障害者の意思決定の尊重をキーワードとして、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本に、「太子町障害福祉計画（第6期）」「太子町障害児福祉計画（第2期）」を策定しました。

平成18年度の「太子町障害者計画及び障害福祉計画（第1期）」策定以降、法律に基づき3年ごとに計画を見直し、今回は令和3年度から令和5年度を対象期間とするものです。

平成18年度以降、国において、障害者制度全般にわたる改革が進められてきました。その主なものは次の法律の改正です。

■「障害者自立支援法」の改正（平成22年12月施行）

主な改正点は、発達障害を含めた障害児支援、障害者の相談支援事業の強化、事業所や障害者団体で構成される障害者地域自立支援協議会の設置などです。

■「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）

主な改正点は、障害者の定義を、それまでの障害（機能障害）の捉え方に加えて、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人という社会との関係性において捉えること、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことの規定などです。

■「障害者虐待の防止と障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立（平成23年6月公布）

障害者虐待の定義を、養護者による虐待、障害者福祉施設等従事者による虐待及び使用者による虐待とされたことなどです。

■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立（平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、従来の障害者自立支援法に代わるものとして同年6月に公布）

障害者自立支援法の目的が「自立した生活を営むことができるように支援を行う」とされていたのに対し、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふ

さわしい日常生活または社会生活を営むことができるように」と改正され、障害者の定義に新たに難病等が加えられました。また、目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととされ、必須事業に障害者に対する理解を深めるための研修・啓発等の事業が追加されるとともに、重度訪問介護の対象の拡大等障害者に対する支援の見直しが行われました。さらに、障害者等に対する支援の度合いを示すものとして「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称・定義が改正されました。

■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（平成25年6月公布）

官公庁をはじめ、会社や商店などの事業者が障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するとともに、官公庁や事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。また、「差別の解消の推進に関する基本方針」が平成27年2月24日に閣議決定されるとともに、関係府省庁における対応要領、事業分野別の対応指針の策定が義務づけられました。

■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（平成28年4月等施行）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況を踏まえ、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが規定されています。

■「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行（平成28年4月公布、5月施行）

「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に閣議決定されましたが、計画のポイントとしては、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③利用しやすさと不正防止の徹底との調和となっています。

■「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布（平成28年6月）

障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、改正されました。その概要は次のとおりですが、2の(3)は公布の日に、それ以外は平成30年4月1日に施行となっています。

1 障害者の望む地域生活の支援

(1)施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）。

(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）。

(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

(4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

(1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）。

(2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。

(3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。

(4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。

(2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

■「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（平成28年6月公布、8月施行）

改正のポイントは6点です。

(1) 目的に、切れ目なく支援を行うことの重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを規定。

(2) 発達障害者の定義を、発達障害及び「社会的障壁」（＝発達障害がある者にとって日常生活または社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により日常生活または社会生活に制限を受けるものとしたこと。

(3) 基本理念を新設し、発達障害の支援は「社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」や「社会的障壁の除去に資すること」「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこと」を規定。

(4) 国及び地方公共団体の責務として、相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備することを規定。

(5) 国民の責務の改正として、個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めることを規定。

(6)発達障害者の支援のための施策として、発達障害の疑いのある場合の支援、普通学級に通う発達障害児にも学校と連携して支援計画や指導計画を作成すること、就労支援とともに就労定着支援を規定するとともに、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける意思疎通の手段の確保等の配慮、家族等への情報提供や相互の支え合い活動の支援等を規定。

2. 計画の位置づけ

「第6次太子町総合計画」を最上位計画とし、「太子町老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「太子町地域保健推進計画」、「太子町子ども・子育て支援事業計画」等の福祉・健康、教育分野の関連計画との整合を図り、次項に挙げる3計画を包含する計画として策定します。

(1) 障害福祉計画

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

(2) 障害児福祉計画

本計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定める計画です。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画です。成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

3. 計画の期間

本計画は、障害福祉計画の第1期～第5期及び障害児福祉計画第1期と同様に3か年計画とし、令和3年度から令和5年度末までの方向性を示すものです。計画策定にあたり、成果指標・活動指標に基づく政策評価（PDCA:Plan-Do-Check-Action）を導入し、年1回進捗状況に応じて目標の見直し・修正等を行います。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害福祉計画（平成 30～令和 2 年度）			障害福祉計画（令和 3～5 年度）		
第 5 期計画期間			第 6 期計画期間		
障害児福祉計画（平成 30～令和 2 年度）			障害児福祉計画（令和 3～5 年度）		
第 1 期計画期間			第 2 期計画期間		
障害者計画（平成 30～令和 5 年度）					
第 3 期計画期間					

4. 計画に定める事項

本計画は、国の基本指針にある基本的理念について考慮したうえで、各年度についての

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保
- ・指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援
- ・成年後見制度の利用促進
- ・市町地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

が計画的に図られるように今後のニーズ等を踏まえ、具体的な数値目標等を設定します。

【基本的理念】

令和二年厚生労働省告示第二百十三号より抜粋

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実に図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供

体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

（一） 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

（二） （一）の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

（三） ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援につい

ては市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

⑥ 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

【成年後見制度の利用促進】

現状と課題

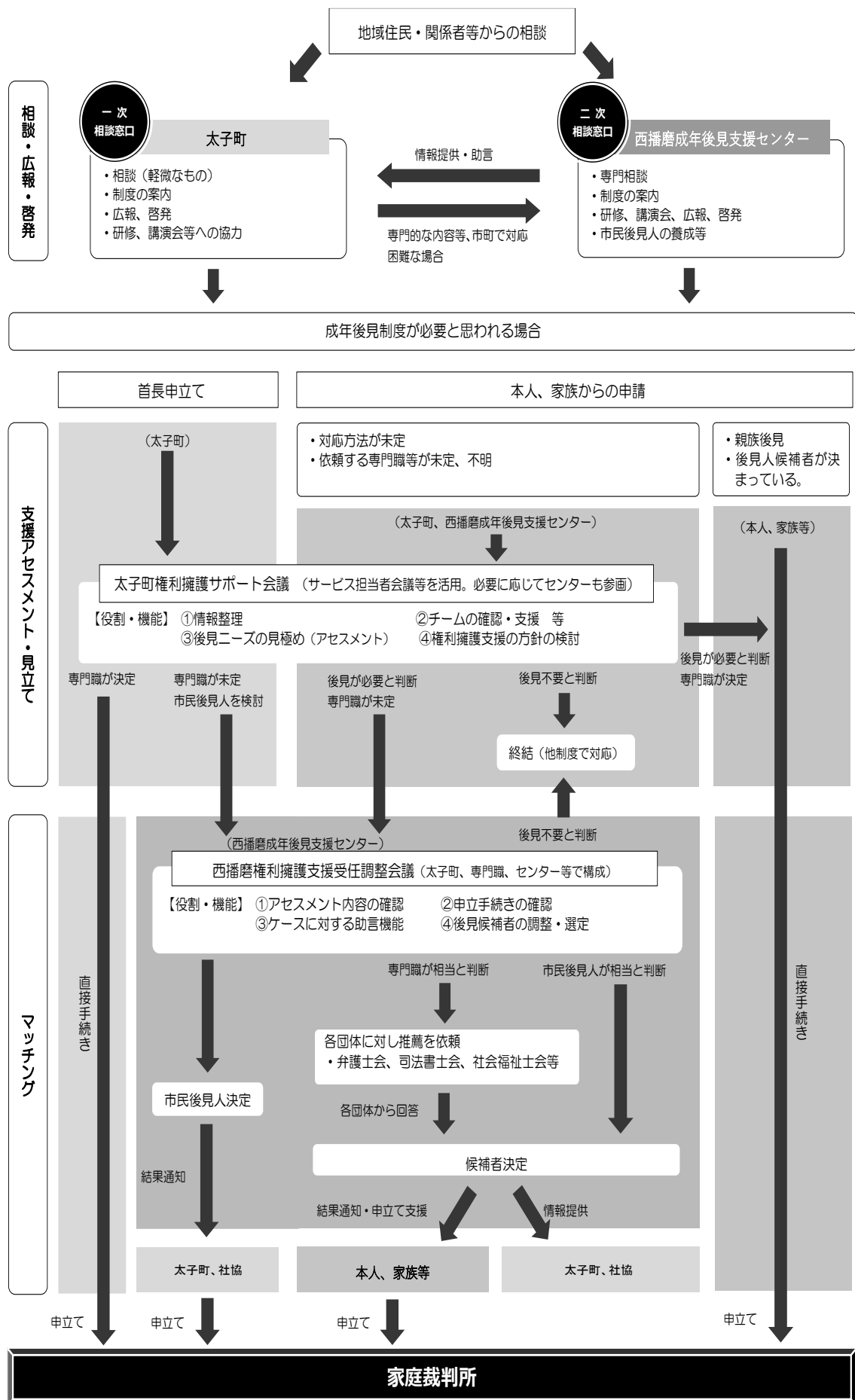
「成年後見制度」とは、障害や認知症等により判断能力が不十分な障害者や高齢者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度です。判断能力の不十分な障害者等を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないこと、後見等の開始後に本人やその親族・後見人を支援する体制が十分に整備されていないことなど、成年後見制度の利用について、様々な課題が挙げられていることから、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。この法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月24日に閣議決定されました。

障害者の介護者の高齢化等に伴い、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を行うことが増加することが予想され、成年後見制度への需要の増大が見込まれます。このことから、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合い

ながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標に取組を進めます。

今後の取組

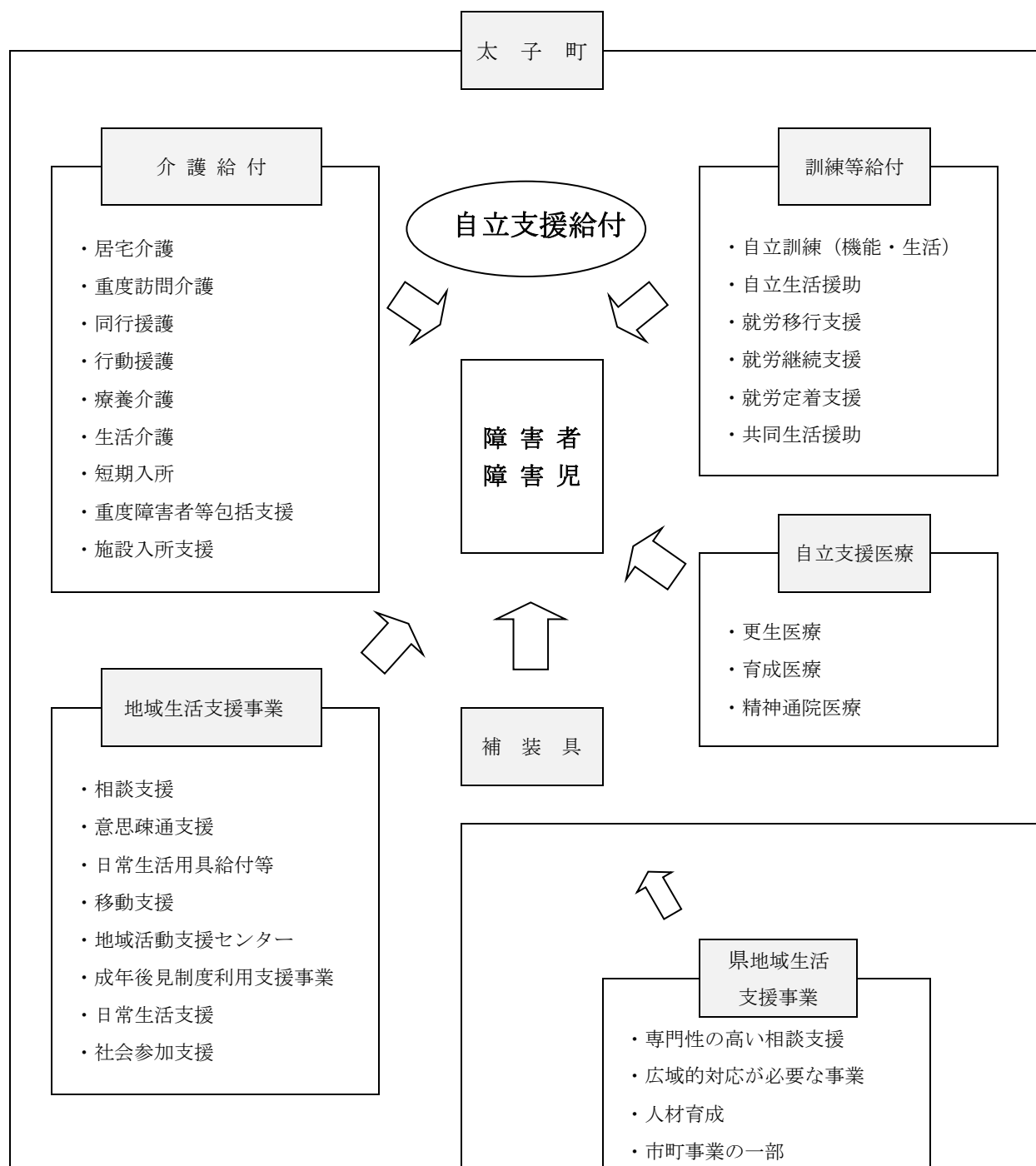
取 組	内 容
地域連携ネットワークの構築	地域連携ネットワークは、以下の２つの基本的仕組みを有するものとして構築を進め、中核機関がそのコーディネートを担当します。 ①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応 日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを構築します。 ②「協議会」の体制づくり 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制を構築します。
中核機関の整備	西播磨４市３町共同で設置している西播磨成年後見支援センター（以下、センターという）を地域連携ネットワークの中核機関と位置付け、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを分担して担うとともに、成年後見制度の利用促進に取り組みます。（１０頁図表参照）
市民後見推進事業	障害者の介護者の高齢化等に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職ではない一般住民がより身近な地域の中で成年後見人等を担う市民後見人を育成します。市民後見人を成年後見人等の候補者とする際は、「西播磨権利擁護支援受任調整会議」で必要な事項について審議し、選任後は適正かつ安定的に活動できるようにセンターが後見監督人となり本町と連携し支援するとともに専門職を含めた支援体制を整備します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立ての費用や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用出来ない人に対して、申立ての支援やその費用助成を行います。地域連携ネットワークの構築を進めるうえで、必要な人が制度を確実に利用できるように対象者要件の拡大を検討していきます。



第2章 障害福祉制度の概要

1. 障害者総合支援法に基づくサービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスについては、障害のある人々の障害支援区分、社会活動や介護者、居住状況等個々の勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村事業として柔軟に実施する「地域生活支援事業」に分かれて構成されており、障害のある人々の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」のサービス内容は次のとおりです。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に必要な情報提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援医療		心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受け、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳以上) ・育成医療：身体に障害のある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満) ・精神通院医療：精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する人
補装具費		義肢や車椅子などの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。
地域生活支援事業	相談支援	障害者、家族等に対する相談、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	意思疎通支援	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を対象に、費用を助成します。
	日常生活用具給付等	障害者等に日常生活上の便宜を図るために、町の要綱に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

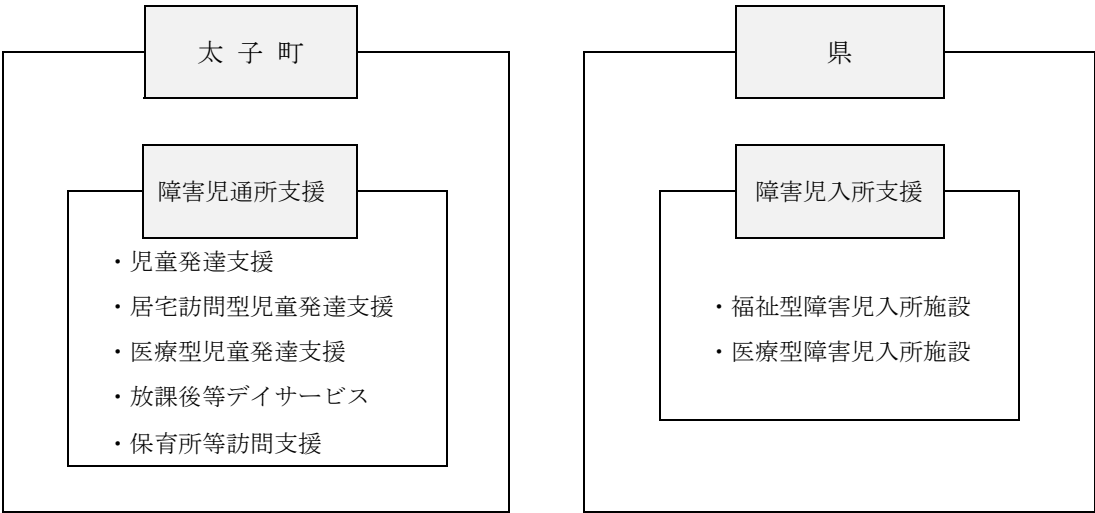
その他の日常生活又は 社会生活支援	障害者の日中における活動の場及び介護者の一時的な休息を目的とする日中一時支援や、スポーツ・レクリエーション教室の開催など社会参加促進事業を実施します。
----------------------	---

2. 児童福祉法に基づくサービスの体系

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスは、児童通所支援、児童入所支援の2体系に編成されます。

児童通所支援は、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の5つのサービスに編成され、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害も含む）が受けることのできる、通所サービスです。手帳の有無に関わらず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

児童入所支援は、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援の2つに分けられます。



障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	児童相談所が適当と判断した児童が入所することのできる施設において、入所するとともに、日常生活の指導及び知識技能の付与などを行います。
	医療型障害児入所施設	児童相談所が適当と判断した児童が入所することのできる施設において、入所するとともに、日常生活の指導及び知識技能の付与及び治療などの医療を併せて提供します。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

1. 基盤整備の基本的な考え方

本町ではサービス提供体制整備について以下の基本的な考え方のもと、計画的な整備を図ります。

(1) 障害の区別なく、すべての訪問系サービスを充実させます

障害者等が地域で安心して生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、障害の種別に関わりなくサービスを充実させます。また、多様なニーズに応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービスを充実させます

日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所）を充実させます。

児童発達支援センターを筆頭に圏域の複数の事業者の事業展開により、内容の充実や利便性を向上させ、利用者が住み慣れた地域でサポートが受けられる環境整備に取り組みます。

(3) グループホーム等の充実と地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホームを長期的な視点に立って整備を進めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。令和元年に開設したグループホームを先駆者とし、地域生活拠点の一翼を担う場が増加していくよう展開していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労継続支援事業等における農福連携等の取組を推進させることにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(5) 相談支援体制の充実を図ります

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の適切な利用を支えるための相談支援体制の構築が重要であることから、地域の実情に応じた中立で公正な立場で総合的な相談支援ができる体制へ多角化し、充実を図ります。

(6) 障害者虐待の協力体制の整備を図ります

障害者に対する虐待の通報時や発見時において迅速に対応できる体制や防止策の整備を、虐待防止センターを核とし、障害福祉サービス事業所や弁護士会及び社会福祉士会からなる虐待対応専門職チーム等と連携して実施します。

2. 成果目標

障害者等の自立支援に向けて、地域生活移行や就労支援などの新たな制度へ対応していくとともに、基盤整備の基本的な考え方を踏まえ、令和 5 年度を目標年度とした成果目標を掲げることとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、令和 5 年度末において令和元年度末に福祉施設に入所している障害者のうち、4 人が地域生活に移行することを目指します。また、令和 5 年度末の施設入所者数を 59 人以下とすることを目指します。

そのため、福祉施設から地域生活への移行を支援し、希望する施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスや地域生活の場として必要となるグループホーム等の増加を目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者 (A)	60 人	
【目標】地域生活移行者数の増加	4 人 6%	(A)のうち令和 5 年度末までに地域生活に移行する人の数
令和 5 年度末時点の施設入所者 (B)	59 人	
【目標】施設入所者数の削減	1 人	差引減少見込数 (A)-(B)

※ 地域生活への移行とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、グループホーム、福祉ホーム、一般住宅等へ生活の拠点を移したものの（家庭復帰を含む）をいいます。

※ 福祉施設とは、長期の入所が常態化している障害者支援施設をいいます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では、地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進します。精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項目		数値	備考
保健、医療及び福祉福祉 関係者による協議の場	開催回数	1 回	
	関係者ごとの参加者数	7 人	
	目標設定・評価の実施回数	1 回	
精神障害者の地域移行支援		1 人	
精神障害者の地域定着支援		1 人	
精神障害者の共同生活援助		16 人	
精神障害者の自立生活援助		1 人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について令和 5 年度末までに、その機能の充実に向け、年 1 回以上の運用状況の検証・検討を実施します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

令和 5 年度末までに障害者が福祉施設等から一般就労に移行できるよう努めます。

重層的な就労支援体制を整備するため、計画相談事業所と連携し、就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用を支援し、地域の基盤整備に努めるとともに、障害者就労支援事業の充実を図り、相談支援や職場定着支援など、障害種別や利用者ニーズに応じたきめ細かい就労支援体制を構築します。

区 分	人 数	備 考
福祉施設からの就労移行者数の増加	5 人	令和元年度の 1.27 倍を目標とする
うち、就労移行支援	3 人	令和元年度の 1.30 倍を目標とする
うち、就労継続支援 A 型	1 人	令和元年度の 1.26 倍を目標とする
うち、就労継続支援 B 型	1 人	令和元年度の 1.23 倍を目標とする

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合	75%	7割以上を目標とする
一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合	75%	7割以上を目標とする

※ 一般就労への移行者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

※ 福祉施設等とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（入所・通所）、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者更生施設（入所・通所）、知的障害者授産施設（入所・通所）、知的障害者福祉工場、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（入所・通所）、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設をいいます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

- ・町内の児童発達支援センターを活用し、身近な相談体制を確保します。
- ・障害福祉、教育等各分野との協議の場を設置します。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を令和5年度末までに整備します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を令和5年度末までに1カ所確保します。
- ・医療的ケア児支援の協議の場を令和5年度末までに町内または圏域に設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。
- ・居宅訪問型児童発達支援を令和5年度までに1カ所確保します。

(6) 相談支援体制の充実・強化

相談支援事業所においては、障害者及びその家族からの各種相談に対応するとともに、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成が必要であることから、相談支援事業所の相談支援体制の充実・強化に向けた支援や助言などを行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を目指します。

3. 障害福祉サービスの見込量

計画の目標等に基づき、令和2年度から令和5年度までの各年度の障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量は以下のとおりです。

【サービス見込量】

(月間)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1, 118 時間	1, 209 時間	1, 311 時間	1, 425 時間
短期入所	40 人日	45 人日	50 人日	55 人日
療養介護	5 人	5 人	5 人	5 人
生活介護	2, 457 人日	2, 509 人日	2, 561 人日	2, 615 人日
自立訓練（機能訓練）	23 人日	26 人日	29 人日	29 人日
自立訓練（生活訓練）	0 人日	22 人日	22 人日	22 人日
自立生活援助	0 人日	22 人日	22 人日	22 人日
就労移行支援	81 人日	91 人日	102 人日	115 人日
就労継続支援（A 型）	326 人日	386 人日	456 人日	544 人日
就労継続支援（B 型）	1, 388 人日	1, 589 人日	1, 818 人日	2, 081 人日
就労定着支援	4 人日	4 人日	4 人日	5 人日
共同生活援助	23 人	33 人	36 人	41 人
施設入所支援	60 人	60 人	59 人	59 人
児童発達支援	323 人日	369 人日	422 人日	483 人日
放課後等デイサービス	820 人日	873 人日	929 人日	988 人日
保育所等訪問支援	2 人日	5 人日	7 人日	8 人日
相談支援（障害者）	65 人	69 人	73 人	77 人
相談支援（障害児）	46 人	50 人	55 人	60 人

※ 訪問系サービス … 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※ 日中活動系サービス… 短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※ 居住系サービス … 共同生活援助、施設入所支援

※ 時間（人日・人） … 1 月あたりの延べ利用時間（日数・人数）

4. サービス提供の確保策

(1) 訪問系サービス

障害の区別なく訪問系サービスを充実させるために、サービスを提供する事業者の把握に努めるとともに、広く情報を提供し参入を促します。また、さらに質の高いサービスを提供するために、ヘルパーへの研修を勧奨するなどして、障害特性に応じた訪問系サービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるため各事業者の意向を尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、新規事業者の参入を促していきます。

(3) グループホーム等の整備について

地域生活への移行を進めるために、地域における居住の場としてのグループホーム及び福祉ホームについて、整備を推進するために社会福祉法人等による設置を支援します。

(4) 一般就労への移行等の推進について

障害者の社会参加を促すため、姫路・龍野ハローワークと連携し、出張相談等を通して障害者の就労を支援し、障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的な支援につなげます。

また、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達することで、障害者の雇用促進及び賃金の向上を図ります。併せて、広報やホームページ等への情報掲載により、物品等の発注の増進をめざします。

5. 地域生活支援事業の見込量

障害者が一人ひとりの適性に応じて、地域で自立した日常生活、社会生活を継続することができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

事業は総合支援法により必須とされている「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の6項目と、自立した生活を送るために重要と判断される「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、相互に補完しあい障害者等の自立と社会参加を支援していくことから、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。

(1) 相談支援事業（障害者相談支援事業）

地域の中で自立した生活を営む上で必要な情報の提供をすることや、権利擁護のために必要な援助を行うため、障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じるための総合的な相談支援事業を行います。町内の相談支援事業所に業務を委託し、より専門的で総合的な相談業務や地域の相談支援体制を強化します。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす「太子町地域自立支援協議会」の機能強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障害者が地域生活を営む上で、必要となる財産管理や契約など日常の意思決定を支援するため、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を補助します。

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	2人

(3) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、無料で手話通訳者等を派遣します。

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
20回	20回	20回

(4) 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
296件	302件	308件

(5) 移動支援事業

地域での自立した生活及び社会参加を支援するために移動に困難を伴う障害者に対して、外出のための必要な支援を行う事業を実施します。

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,931 時間	5,144 時間	5,366 時間

(6) 地域活動支援センター事業

日中活動を希望する障害者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供を通じて、社会参加や交流の促進を通じて、障害者の地域での生活を支援します。

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
239 人日	281 人日	331 人日

(7) 日中一時支援事業

障害者等の家族や介護者の就労や一時的な休息を目的として、障害者等に日中の活動の場を提供するとともに、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
515 人日	534 人日	554 人日

(8) 社会参加支援事業

障害者の社会参加や交流の促進、生活の質の向上等を目的として、スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。また、聴覚障害者等へのコミュニケーションを支援し、情報伝達手段を確保するため、手話奉仕員の養成を行います。そのほか、自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

【スポーツ・レクリエーション教室】

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 回	1 回	1 回

【手話奉仕員養成講座】

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 回	5 回	5 回

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

(年間)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2 件	2 件	2 件

その他

新型コロナウイルス感染症や豪雨災害から障害者等を守るため、普段から障害福祉サービス事業所等と連携します。

事業所に対しウイルスの感染拡大防止策の周知啓発を行います。また、災害の種類別に避難にかかる時間や経路を確認し、災害に備えた対応を求めます。

太子町保健福祉審議会条例

平成13年12月27日

条例第18号

改正 平成16年12月22日条例第13号 平成17年9月30日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、太子町保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議等を行う。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子及び寡婦福祉に関すること。
- (3) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉及び介護保険に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) その他住民福祉の向上、健康の増進に関して必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について必要があるときは、町長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町行政委員会の委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 公募により選任する者
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱されるものとする。

資 料 編

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する審議会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成16年12月22日条例第13号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

太子町保健福祉審議会規則

平成13年12月27日

規則第14号

(目的)

第1条 太子町保健福祉審議会条例(平成13年条例第18号。以下「条例」という。)
第9条の規定に基づき、審議会の議事及び運営について必要な事項を定めること
を目的とする。

(招集方法)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催日の3日前まで
に、開催の日時及び場所を委員並びに関係のある臨時委員及び専門委員に議案を
添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第3条第2項第5号に規定する委員並びに条例第4条第1項に規定
する臨時委員が事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できない場合は、
あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、審議会の開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議経過及び結果
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録に署名する委員は2人とし、会長が指名する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し疑義が生じた場合は、
会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

資料編

計画策定経過

日付	内容
令和2年8月27日	第1回太子町保健福祉審議会 ・「太子町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」諮問
12月24日	第2回太子町保健福祉審議会 ・「太子町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」素案について
令和3年1月15日 ～2月13日	「太子町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」（素案）に関するパブリックコメントの実施
2月19日	第3回太子町保健福祉審議会 ・「太子町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」答申

答 申

令和 3 年 2 月 19 日

太子町長 服部 千秋 様

太子町保健福祉審議会
会長 北川 重美

太子町障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）案について（答申）

令和 2 年 8 月 27 日付け太社福第 1067 号で諮問のあった、「太子町障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致を持って下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

本審議会では、諮問を受けた「太子町障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）」について、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本審議会では、事務局より提出された令和 3 年度を初年度とする「太子町障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）」案をもとに、公平性を保持するため客観的な視点から意見交換し、検討を重ねた結果、次の結論に達した。

これまでの障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況、ならびに、障害福祉サービスの動向、障害者総合支援法、児童福祉法を踏まえ、本町の障害者福祉の方向性及び現在の課題に向けた施策と目標値が示された内容である。

以上のことから、両計画案は適切と認め、次の意見を付して答申する。

（障害福祉計画）

- ・農福連携などをはじめとした、施設から一般就労への移行については関係機関との連携の上、推進に努められたい。
- ・町内の相談支援事業所との一層の連携を図り、相談支援の充実に努められたい。

（障害児福祉計画）

障害児通所支援サービスは、サービス提供事業所の新規開設があるものの、年々ニーズが多くなっているため、サービス提供事業所の確保に向けて広く情報提供を行うなど多様な事業所の参入促進に努められたい。

太子町保健福祉審議会委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
小田 久美子	公募委員	
開発 直明	たつの市・揖保郡医師会 理事	会長職務代理者
北川 重美	太子町社会福祉協議会 会長	会長
小山 勝弘	太子町老人クラブ連合会 斑鳩校区 会長	
龍田 孝夫	揖龍歯科医師会 副会長	
西脇 英子	太子町民生委員児童委員協議会 会長	
福田 秀樹	太子町教育委員会 教育委員	
福本 潤	兵庫県西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 福祉室長兼地域福祉課長	
山田 隆昭	太子町連合自治会 監事	
吉村 信恵	兵庫県西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 地域保健課長	

太子町障害福祉計画

太子町障害児福祉計画

編集・発行 太子町生活福祉部社会福祉課
住 所: 揖保郡太子町鵜 280 番地 1
電 話: 079-277-1013
F A X: 079-277-6031
E-mail: fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp